

愛媛県災害多言語支援センター
災害時外国人支援ボランティア登録制度設置要領

(目的)

第1条 この要領は、災害発生時に必要に応じて設置される愛媛県災害多言語支援センター（以下「支援センター」という。）において、外国人被災者を支援するボランティアを登録することにより、円滑かつ効果的な支援活動が行える体制を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領でいう「他機関等」とは、次の機関及び団体をいう。

- (1) 愛媛県
- (2) 愛媛県内の市町
- (3) 愛媛県内に事務所がある国の機関
- (4) その他公益財団法人愛媛県国際交流協会（以下「協会」という。）が特に認めた機関・団体

(活動の種類と内容)

第3条 この要領に基づき登録をするボランティア（以下「ボランティア」という。）は、在留外国人に対する次の表に掲げる活動のいずれかひとつ又は双方に従事するものとする。なお、愛媛県地域防災計画の「外国からの応援活動」に規定するボランティアは、本要領の対象外とする。

通訳ボランティア	(1) 電話やオンラインによる外国人被災者からの相談における通訳補助 (2) 他機関等が実施する被災地巡回支援等への通訳随行
翻訳ボランティア	災害時に発出される県及び市町等の行政情報の翻訳

(要件)

第4条 ボランティアとして登録する者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 満18歳以上で、メールアドレスを持っていること。
- (2) 日本語を母語とするものは多言語で、または日本語以外の言語を母語とする者は日本語で、日常生活に困らない会話ができる程度の語学力を有すること。
- (3) 第1条の目的を理解するとともに、支援センターの運営に協力しようとする意思を有すること。
- (4) 通訳ボランティアは、原則、愛媛県内に在住する者であること。

(申込及び登録)

第5条 ボランティア登録を希望する者は、申込書（別記様式）に必要事項を記載の

うえ、協会に提出する。

- 2 協会は申込書の内容を審査し登録の可否を決定するとともに、その結果を申込者に連絡する。
- 3 ボランティア登録後は、年に一回、更新の意思確認を行う。
- 4 ボランティアは、住所、氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに協会に連絡することとする。
- 5 協会は、前項に定める変更の連絡を受けた場合は、速やかにこれを変更する。

(登録の取消)

第6条 協会は次の場合、ボランティアの登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアから辞退の申し出があったとき
- (2) ボランティアとして不適格と認められる事実が確認されたとき
- (3) 更新の意思確認が行えなかったとき

(活動依頼等)

第7条 ボランティアに対する依頼方法は、次の表のとおりとする。

通訳ボランティア	(1) 支援センターが活動要請する場合 支援センターは本人の承諾を得たうえで活動を依頼する。
	(2) 他機関等から要請があった場合 支援センターは本人の承諾を得たうえで活動を依頼するとともに、他機関等に連絡先を伝え、以後他機関等と本人が直接連絡を取り合い活動に繋げる。
翻訳ボランティア	支援センターは本人の承諾を得たうえで活動を依頼する。

(活動実績の確認)

第8条 支援センターがボランティアに活動要請を行った場合で、当該ボランティアがその活動を行ったときは、当該ボランティアは、実績確認として活動状況等を日誌に記載し、支援センターに提出する。

- 2 他機関等がボランティアに活動要請を行った場合で、当該ボランティアがその活動を行ったときは、当該ボランティア又は他機関等は、その実績確認としてFAX等で支援センターへ活動報告を行い、支援センターはこれを保管する。

(秘密の保持)

第9条 支援センターは、ボランティアに関する個人情報の管理に十分な対策を講じるとともに、当該情報をボランティア活動以外の目的で使用してはならない。

- 2 ボランティアは、活動により知り得た情報を他人に知らせ、または目的外に使用してはならない。

(保険及び旅費)

第 10 条 本要領に基づくボランティア活動における保険及び旅費の取扱いは、次の表のとおりとする。

支援センターが活動要請する場合	(1) ボランティアが、全国社会福祉協議会が扱うボランティア保険に加入を希望する場合は、支援センターが加入の事務手続きを行う。但し、活動が自宅で行われる場合は対象外とする。 (2) 前項に規定する保険の加入に必要な費用は、支援センターが負担する。 (3) ボランティアの旅費は支給しないものとする。
他機関等から活動要請があった場合	(1) ボランティアは、原則として全国社会福祉協議会が扱うボランティア保険に加入するものとし、他機関等が事務手続きを行う。但し、活動が自宅で行われる場合は対象外とする。 (2) 前項に規定する保険の加入に必要な費用及び旅費の負担は、他機関等と本人の協議によるものとする。

(報酬)

第 11 条 本要領に基づくボランティア活動は、原則、無報酬とする。

(損害賠償)

第 12 条 ボランティアが本要領に基づくボランティア活動中（活動場所への行き帰りを含む。）の事故等により被った損害について、支援センターは賠償の責を負わないものとする。

2 本要領に基づくボランティア活動（活動の不履行を含む。）により、派遣要請者等が被った損害について、支援センター及びボランティアは賠償の責を負わないものとする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 17 日から施行する。